

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画主体	令和5年度(5期目)

## 八峰町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 八峰町役場 農林振興課  
所在地 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地  
電話番号 0185-76-4609 (直通)  
FAX番号 0185-76-2203  
メールアドレス noushin@town.happou.akita.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	秋田県八峰町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
ニホンザル	水稻	1. 10	145
	豆類	1. 12	116
	イモ類	0. 175	39
	野菜類	0. 492	517
	果樹類	0. 1	36
ツキノワグマ	水稻	0	0
	果樹類	0. 015	69
	ソバ	1. 52	126
イノシシ	—	—	—
ニホンジカ	水稻	0. 2	299
合計		4. 722	1,347

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

【ニホンザル】

近年は餌を求めて里山に限らず、住宅地にも出没するようになり、畑の農作物や放任果樹を狙って行動している。ニホンザルとの接触による人身被害は起きていないが、見られていることに気づき、人に視線を向けるなど威嚇行動を起こす場合もあり、注意が必要である。

【ツキノワグマ】

町内全域の山沿いの農地及び集落周辺に出没する状況にあり、平成29年度にはソバの被害が発生している。また、民家周辺にも出没し住民からの目撃情報も年々増えてきていることから、対策が必要と考えられる。

【イノシシ】

農林産物及び人的被害は発生していないが、近隣市町での目撃が確認されており、今後対策が必要と考えられる。

【ニホンジカ】

水稻への被害が発生しており今後対策が必要と考えられる。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	品 目	現状値（4年度）		目標値（7年度）	
		面積（ha）	金額（千円）	面積（ha）	金額（千円）
ニホンザル	水稻	1. 10	145	1. 0	133
	豆类	1. 12	116	1. 02	106
	イモ類	0. 175	39	0. 16	36
	野菜類	0. 492	517	0. 45	468
	果樹類	0. 1	36	0. 09	32
ツキノワグマ	水稻	0	0	0	0
	果樹類	0. 015	69	0. 013	60
	ソバ	1. 52	126	1. 50	124
イノシシ		—	—	—	—

ニホンジカ	水稻	0. 2	2 9 9	0. 1 8	2 6 9
合計		4. 7 2 2	1, 3 4 7	4. 4 1 3	1, 2 2 8

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	実施隊の銃器（箱わな）による捕獲の実施	・捕獲体制について、隊員の高齢化が顕著であることから、新たな隊員の確保が急務である。また、ニホンザルについては週2回の定期巡回で追上げや捕獲活動を行っているほか、住民からの出没情報にも対応している。加えて、ツキノワグマの出没による出動も増加しており、隊員のやりくりが課題となっている。箱わなについては、ここ数年、ニホンザル、ツキノワグマともにわなを警戒し捕獲数が減少していることから、センサーカメラを設置し、わな周辺での行動を調査し、捕獲率の向上に努めている。
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵（電気柵）の設置	・高齢化で離農者が多い地区では、設置した侵入防止柵の維持管理に支障が出始めているため、現在は、個人で設置する簡易電気柵へのシフトに努めてきた。
	ロケット花火等による追上げ	・農家等の自衛手段として、ニホンザル出没時に花火を発射し威嚇、追上げを行い、人的被害等の防止に取り組んできた。 ・しかし、一部のニホンザルは花火に慣れてしまい、効果が見られない状況にあるため、効果のある花火を模索していく。
	被害農家・地域住民・実施隊による追上げ	・地域全体の意思統一とサル害防止対策の意識高揚を図ることを狙いとして、被害農家・地域住民は花火を使い、追上げを実施してきた。 ・近年は、ツキノワグマやニホンザル以外での鳥獣害も懸念されているため、その必要性についても検討する。

生息環境管理その他の取組	緩衝帯の設置等、生息環境管理に関する取組み	・出沒しにくい環境づくりを行うためには、今後住宅地付近の林の間伐や放任果樹などの伐採を行うことで鳥獣の出沒軽減につながると考えている。そのため、維持管理と地権者等の理解が得られるよう周知に努め、取組を強化してきた。
--------------	-----------------------	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

<p><b>【ニホンザル】</b> 被害農家及び地域住民へ農作物等に対する被害防止対策として、簡易電気柵の設置や放任果樹の伐採等、効果的な方法について、町広報誌等を活用して情報提供する。 さらに、「秋田県有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に基づいた銃器や箱わなを用いた捕獲活動は、農作物の被害防除等に効果的であることから取組の主体にするとともに、被害がある住民との連携を密にし、効率的な捕獲活動を目的とした体制作りを進める。</p> <p><b>【ツキノワグマ】</b> 住民等からの目撃情報をもとに防災無線や公用車での注意喚起を行うことはもちろん、目撃情報の多い箇所については注意看板の設置や緩衝帯整備事業等出沒しにくい環境整備に努め、農作物及び人的被害を未然に防止する。 さらに、「秋田県有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に基づいた銃器や箱わなを用いた捕獲活動も実施する。</p> <p><b>【イノシシ】</b> 農地・人家周辺に出沒する個体を対象とし、銃器及び箱わな、くくりわなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲器材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。</p> <p><b>【ニホンジカ】</b> 農地・人家周辺に出沒する個体を対象とし、銃器及び箱わな、くくりわなに</p>
---

よる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲器材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊によるニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの定期的な銃器での追い上げ・捕獲、箱わな、くくりわなによる捕獲活動を継続する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。  
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。  
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ニホンザル	現有の箱わなによる捕獲を実施する。 必要に応じて銃器による捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	ツキノワグマ	現有の箱わなによる捕獲を実施する。 必要に応じて銃器による捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	イノシシ	関係機関と連携し、被害の把握に努める。 必要に応じて銃器による捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	ニホンジカ	関係機関と連携し、被害の把握に努める。 必要に応じて銃器による捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
【ニホンザル】	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ニホンザル）に基づいた捕獲とする。農地や人里に出没する個体を対象に捕獲を行い、人間との棲み分けと農作物被害の減少を目指す。
【ツキノワグマ】	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づいた捕獲とする。農地や人里に出没する個体を対象に捕獲を行い、人間との棲み分けと農作物被害の減少を目指す。
【イノシシ】	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次イノシシ）に基づいた捕獲とする。関係機関からの情報に基づき、予察捕獲を行い、生息域の拡大を防ぐ。
【ニホンジカ】	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンジカ）に基づいた捕獲とする。関係機関からの情報に基づき、予察捕獲を行い、生息域の拡大を防ぐ。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づく		
イノシシ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次イノシシ）に基づく		
ニホンジカ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンジカ）に基づく		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
【ニホンザル】 実施隊を中心とした被害防止活動を計画的に実施する。被害防止活動を講じても被害の軽減及び防止ができない場合は、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。
【ツキノワグマ】 実施隊を中心とした被害防止活動を計画的に実施する。被害防止活動を講じても被害の軽減及び防止ができない場合は、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。
【イノシシ】 被害状況、目撃状況に応じて捕獲方法、捕獲場所等を実施隊と協議の上、最も効

果的と考えられる方法を実施する。

【ニホンジカ】

被害状況、目撃状況に応じて捕獲方法、捕獲場所等を実施隊と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

箱わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。

ライフル銃の使用にあたっては、散弾銃と同様に安土(あづち:バックストップともいう。)の確認を徹底する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
八峰町全域	ツキノワグマ 人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	農家自身が簡易電気柵を設置するよう促す。	同左	同左
ツキノワグマ	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
なし	なし	なし	なし

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	全般	放任果樹などの伐採を行うことで鳥獣の出没軽減につながると考えている。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八峰町役場	協議会の事務局となり、各組織との連携・調整を図る。
八峰町議会 (教育産業建設常任委員会)	町議会として農林漁業部門を所管する立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
八峰町農業委員会	農地に関する専門機関である農業委員会の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
能代警察署	銃器や火薬の使用に関する指導・監督や鳥獣害対策への提

(八森警察官駐在所・峰浜警察官駐在所)	言・助言を行う。
八峰町鳥獣被害対策実施隊	銃器等を用いた捕獲活動等に直接関わる立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
秋田やまもと農業協同組合(八峰支店)	農業者の組織団体としての立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
八峰町鳥獣被害者の会	八峰町の被害農家で構成される団体として、被害の実態をもとに鳥獣害対策への提言・助言を行うとともに、被害防止対策の内容や実施状況について、地域へ発信・周知を行う。
農業者 (JA稲作部会峰浜支部) (作業集団：八峰アグリプロ)	被害の多い稲作について、稲作部会のネットワークを活用して被害や出没状況を把握・通報するとともに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。 大豆作業受託の活動をとおして被害や出没状況を把握・報告するとともに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
自治会	八峰町の被害自治会として、被害や出没状況を把握・報告するとともに、被害対策への提言・助言を行う。また、被害防止対策の内容や実施状況について地域へ発信・周知する。
農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー 今井 康仁	アドバイザーとしての専門的知見から、鳥獣害対策への提案・助言を行う。
秋田県山本地域振興局 (森づくり推進課、農業振興普及課)	行政の上部組織としての立場から情報提供を行うとともに、鳥獣害対策への提案・助言を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制 (ツキノワグマ)

別紙により記載

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕殺又は殺処分した個体は、適切に処分する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ツキノワグマに関しては、食品としての利用を実施隊に委ねる。ニホンザルは、一般的に食品利用に適さない獣類とされているため、有効利用は困難と考える。イノシシとニホンジカは、捕獲頭数がない現段階では、費用対効果の観点から、食品としての流通・販売等は困難である。
ペットフード	
皮革	
その他	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし
----

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし
----

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八峰町鳥獣害対策地域協議会
構成機関の名称	役割
6の(1)と同様	

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	なし

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

八峰町鳥獣被害対策実施隊は、八峰町鳥獣被害対策実施隊設置に関する規則で定めるもので構成する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたり、関係機関や近隣市町等と情報を共有し、状況の把握と被害の減少を目的とした協力体制づくりを推進するほか、高齢化が進む鳥獣被害対策実施隊員について、担い手となる人材の確保を図る。

なお、被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し・変更を行うものとする。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

(別紙)緊急時の連絡体制

